

よなごの国保



国民健康保険料を納めましょう!

“保険料は国保の大切な財源です。”

納められた保険料は、米子市国民健康保険に加入されている方が、病気やケガなどで医療機関にかかった時の医療費に充てられる大切な財源です。

健康を守り、医療を保障する国民健康保険を安定的に運営するために、保険料は必ず納期限までにお納めください。

……もし保険料を納めないでいると……

納期限を過ぎると

督促や催告がおこなわれます … 督促手数料、延滞金がかかってくる場合があります。

未納が続くと…

「短期被保険者証」が交付されます。

法律に基づく滞納処分として預貯金、生命保険等の財産を差し押さえることとなります。

※短期被保険者証とは？

通常の保険証より有効期限の短い保険証です。頻繁に更新手続きが必要になります。

さらに未納が続くと…

保険証を返していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。

医療機関で、この「被保険者資格証明書」で診療を受けることとなります。

※被保険者資格証明書とは？

国保の被保険者であることを証明するだけのものです。そのため、病院などで受診するときは、医療費はいったん全額自己負担することとなります。全額支払った医療費は、申請されると、後日、本来の自己負担部分を除いた額の払い戻しを受けられます。

最終的には…

保険給付の一部もしくは全部が差し止めになります。

納期分を一括で納付が困難な方は、分割納付などの相談を承ります。

【米子市保険年金課】 TEL (0859) 23-5122 (保険証、後期高齢者医療) 23-5124 (納付相談)
23-5121 (高額療養費、人間ドック) 23-5123 (特別医療)

平成29年9月1日

国民健康保険料の減免制度について

災害や病気など特別な理由で国民健康保険料の納付が困難な場合は、申請により国保料が減免される場合があります。減免の対象となる保険料は減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分の保険料となります。

詳しくは、保険年金課へご相談ください。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災またはこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料額の4/10相当額～全額	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・被保険者証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料額の全額	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業（自己退職は含まず、企業倒産等によるもの）等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額の4/10相当額～8/10相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・離職票 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・被保険者証 など
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の方で構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・被保険者証 など

交通事故などにあつたとき（第三者行為）

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為による治療に米子市国民健康保険（国保）を使う場合は、保険年金課への届出が必要です。

第三者の行為の場合、加害者が責任に応じて医療費の全額を負担することが原則ですが、国保を使うことにより加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとで国保が給付した医療費を加害者へ請求（求償行為）いたします。届出をしないまま加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が支払った医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合、国保が支払った医療費は被害者の方から返還していただくことになります。

交通事故などで治療を受ける場合は、保険年金課にご相談・届出をお願いいたします。

後期高齢者医療制度の方も交通事故などの第三者行為が原因で治療を受ける場合は、保険年金課へ届出をしてください。

医療機関窓口での一部負担金減免制度について

特別の理由により、一時的に生活が苦しい国保加入者（被保険者）が、保険医療機関等（病院や薬局）での一部負担金を支払うことが困難な世帯に対し、一部負担金の減免や支払猶予を一定期間受けられる制度があります。

対象者

世帯主またはその世帯に属する被保険者が次の①から⑤のいずれかに該当し、所有する資産を活用し、融資等を受ける等をしてもおおその生活が著しく困難な世帯

- ①震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により世帯の主たる生計を維持している者が死亡し、若しくは障がい者となり、または世帯主等の資産について10分の6以上の損害を受けたとき。
- ②世帯主等の資産について盗難にあったとき。
- ③事業または業務の休止または廃止、失業等（自発的な失業または定年による退職を除く。）により、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの世帯主等の所得の見積額の合計額（以下「所得の見積額」という。）が前年の世帯主等の所得の合計額の2分の1以下に減少するとき。
- ④干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、所得の見積額が前年の世帯主等の所得の合計額の2分の1以下に減少するとき。
- ⑤前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※ただし、申請の時点において、国民健康保険料の滞納がある方については、一定の制約があります。

免除等を受けようとする方は、保険年金課で事情をお聞きし、申請書類等の説明をさせていただきますので、保険年金課までお越しください。

なお、資産状況等の調査のため、申請から免除等の可否決定まで一定の時間がかかります。

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品の特許終了後に、有効成分、用法、用量、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めて製造・販売される安価な医薬品のことです。

安価なジェネリック医薬品を使用することで、被保険者の自己負担額が軽減されるとともに米子市国民健康保険の医薬費の節減が図られます。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」を利用し、医師、薬剤師にご相談ください。（カードは、保険年金課及び淀江支所地域生活課窓口においてあります。）

ATMを利用した「振り込め詐欺」にご注意ください！

市職員などを名乗る者が電話で、医療費や国民健康保険料の還付があるとだまし、銀行などのATM（現金自動預け払い機）から現金を送金させようとする「振り込め詐欺」が多発しています。

医療費や国民健康保険料の還付は、申請後に口座振込や窓口での還付となりますので、ATMを操作していただくことはありません。

このような不審な電話があった場合には、すぐに行動しないで、まずは保険年金課までお問い合わせください。

会社等を退職したときは健康保険の切り替え手続きが必要です

会社等を退職した場合は、必ず他の健康保険へ加入する手続きを行う必要があります。

米子市国民健康保険へ加入する場合は、下記のものをお持ちになり、忘れずに届出をしましょう。健康保険は自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

- ・ 職場で加入していた健康保険の資格喪失証明書（原本）
- ・ 個人番号カード又は通知カード
- ・ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（運転免許証等）

会社等の健康保険に加入したときも届出が必要です

国民健康保険に加入中の方が、就職などにより職場から健康保険の保険証を受け取った場合は、必ず国民健康保険を脱退する届出が必要です。職場の健康保険へ加入しても、自動的に国民健康保険を脱退することにはなりません。国民健康保険を脱退する届出をしていただくことにより、健康保険の切り替えが完了となります。下記のものをお持ちになり忘れずに届出をしましょう。

- ・ 職場の健康保険証（保険証が変わった方全員分）
- ・ 国民健康保険証（保険証が変わった方全員分）
- ・ 個人番号カード又は通知カード
- ・ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（運転免許証等）

脱退の手続きをされないと、職場の健康保険と国民健康保険の両方に加入している状態になり、保険料が二重に請求されることになってしまいます。

大学・専修学校などへの進学が決まったら

国民健康保険は、お住まいの市町村で加入することになっており、原則として米子市に住所のない方は、米子市国民健康保険の保険証を使うことができません。

しかし、特例として、米子市国民健康保険に加入している方が進学を理由に住所を他市町村に移し、米子市にいる扶養義務者（親など）が生計を維持している場合は、学生用保険証への切り替えを行うことにより、引き続き米子市国民健康保険の保険証を使うことができます。転出届を提出したら、下記のものをお持ちのうえ、保険年金課または淀江支所地域生活課へ届出を行ってください。

- ・ 在学証明書（入学前の場合は合格通知書）
- ・ 今までの国民健康保険証

また、学生用保険証（右上に㊦がある保険証）をお持ちの方が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。

